

4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになり、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになり、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。

ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って次のように行います。

(イ) 「年調年税額⑳」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。

(ロ) 「㉒」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになり、

(ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額㉓」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

〔記載例〕 源泉徴収簿（過不足額の算出）

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 5,265,000 円	③ 96,450 円
賞 与 等	④ 1,570,000	⑥ 51,369
計	⑦ 6,835,000	⑧ 147,819

調	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 2,618,000	⑲ 164,300
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳ 140,000
	年調所得税額 (⑲-⑳、マイナスの場合は0)		㉑ 24,300
整	年 調 年 税 額 (㉑ × 1 0 2 . 1 %)		㉒ (100円未満切捨て) 24,800
	差 引 <u>超 過 額</u> 又 は 不 足 額 (㉒-⑧)		㉓ 123,019
	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉔

年末調整による過不足額の精算方法には、①本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法（設例1）と、㉔本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法（設例2）とがあります。

(設例1の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額5,870,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(80ページ以下参照)によって求めると4,154,400円になります。
- 3 社会保険料等の829,975円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円 $(50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円)$ と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円 $(56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円)$ との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が380,000円以下で控除対象配偶者に該当するためその適用がありません。
- 7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成27年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(108ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額1,140,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,086,525円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	扶養控除額等	
829,975円	71,550円	45,000円	1,140,000円	= 2,086,525円

- 9 差引課税給与所得金額2,067,000円は、次により計算します。
- | | | |
|----------------|------------|--|
| 給与所得控除後の給与等の金額 | 所得控除額の合計額 | 差引課税給与所得金額 |
| 4,154,400円 | 2,086,525円 | = 2,067,875円 → 2,067,000円 (1,000円未満の端数切捨て) |
- 10 差引課税給与所得金額2,067,000円に対する算出所得税額を「平成27年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(89ページ参照)によって求めると、109,200円となります。

課税給与所得金額	税率	控除額	算出所得税額
2,067,000円	10%	97,500円	= 109,200円

- 11 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額109,200円に102.1%を乗じて求めた111,400円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 13 年調年税額111,400円と1月から12月までに徴収された税額の合計額140,595円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が29,195円多いため超過額29,195円が生じます。
- 14 この超過額29,195円は、過納額として本人に還付することになります。

(設例2) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合
(配偶者に所得があり、配偶者特別控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額	8,299,500円
2	同上の給与に対する徴収税額	339,990円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	1,239,257円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	53,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	59,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	89,000円
5	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	28,000円
6	生計を一にする配偶者(給与所得の金額67万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族(年初2人、4月から1人)	1人
8	特定扶養親族	1人

所 属	職 名	住 所	氏 名	整 理 番 号
経理課	経理課長	東京都練馬区東大泉7-31-35	佐藤次郎	10

区 分	月 日	支 給 日	給 与 金 額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額				扶 養 控 除 等 の 申 告	配 偶 者 の 有 無
										月 別	差 引 税 額	月 別	差 引 税 額		
給 料	1	1:26	481,500	70,942	410,558	3人	8,050		8,050						
	2	2:25	481,500	70,942	410,558	3	8,050		8,050						
	3	3:25	481,500	70,942	410,558	3	8,050		8,050						
	4	4:24	485,000	70,960	414,040	2	11,260		11,260						
	5	5:25	485,000	70,631	414,369	2	11,260		11,260						
	6	6:25	485,000	70,631	414,369	2	11,260		11,260						
	7	7:24	485,000	70,631	414,369	2	11,260		11,260						
	8	8:25	485,000	70,631	414,369	2	11,260		11,260						
	9	9:25	485,000	70,631	414,369	2	11,260		11,260						
	10	10:26	485,000	75,870	409,130	2	10,770		10,770						
	11	11:25	485,000	75,870	409,130	2	10,770		10,770						
	12	12:25	485,000	75,870	409,130	2	10,770		▲76,290	▲65,520					
計			① 5,809,500	② 864,551	4,944,949		③ 124,020								
賞 与	7	7:10	970,000	145,616	824,384	2	84,169		84,169						
	12	12:10	1,520,000	229,090	1,290,910	2	131,801		131,801						
計			④ 2,490,000	⑤ 374,706	2,115,294		⑥ 215,970								

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 5,809,500	③ 124,020
賞 与 等	④ 2,490,000	⑥ 215,970
計	⑦ 8,299,500	⑧ 339,990
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 6,269,550	配偶者の合計所得金額 (670,000)
社会保険料等からの控除分(②+⑤)	⑩ 1,239,257	旧長期損害保険料支払額 (28,000)
除 外 申 告 による社会保険料の控除分	⑪ 0	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (-)
控除額(申告による小規模企業等共済等掛金の控除分)	⑫ 0	⑩のうち国民年金保険料等の金額 (-)
生命保険料の控除額	⑬ 85,500	
地震保険料の控除額	⑭ 15,000	
配偶者特別控除額	⑮ 110,000	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯ 1,390,000	
所得控除額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰ 2,839,757	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 3,429,000	⑲ 258,300
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳ 0	
年調所得税額(⑱-⑳、マイナスの場合は0)	㉑ 3,429,000	㉑ 258,300
年調年税額(㉑×10.2%)	㉒ 349,758	㉒ (100円未満切捨て) 263,700
差引(超過額)又は不足額(㉒-⑧)	㉓ 76,290	㉓ 76,290
超過額	㉔ 10,770	㉔ 10,770
の精算	㉕ 65,520	㉕ 65,520
不足額	㉖ 65,520	㉖ 65,520

※この様式は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

(設例2の説明)

- この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,299,500円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(80ページ以下参照)によって求めると6,269,550円(8,299,500円×90%－1,200,000円)になります。
- 社会保険料等の1,239,257円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます。
- 生命保険料の控除額85,500円は、本年中に支払った一般の生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

$$\begin{array}{r} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 53,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = \begin{array}{r} \text{一般の生命保} \\ \text{険料の控除額} \\ 38,250\text{円} \end{array}$$

[個人年金保険料の控除額]

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 59,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = \begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 34,750\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 89,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = \begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 47,250\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 34,750\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 47,250\text{円} \end{array} = 82,000\text{円} \rightarrow \begin{array}{r} \text{新個人年金保険料と} \\ \text{旧個人年金保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,250円ですから、個人年金保険料の控除額は47,250円となります。

[生命保険料の控除額の合計]

$$\begin{array}{r} \text{一般の生命保} \\ \text{険料の控除額} \\ 38,250\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \\ 47,250\text{円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \\ 85,500\text{円} \end{array}$$

- 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものは旧長期損害保険料のみで、その合計額が28,000円ですから、旧長期損害保険料に対応した地震保険料控除額の最高限度額の15,000円となります。
- 「配偶者特別控除額」欄の金額は、配偶者の合計所得金額670,000円を「平成27年分の配偶者特別控除額の早見表」(89ページ参照)に当てはめて求めた金額の110,000円です。
- 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成27年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(108ページ参照)の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「へ」欄により特定扶養親族の250,000円を加算した1,390,000円です。
- 所得控除額の合計額2,839,757円は、次により計算します。

$$\begin{array}{r} \text{社会保険料} \\ \text{等の控除額} \\ 1,239,257\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \\ 85,500\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{地震保険料} \\ \text{の控除額} \\ 15,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{配偶者特別} \\ \text{控除額} \\ 110,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{扶養控除額等} \\ 1,390,000\text{円} \end{array} = 2,839,757\text{円}$$

- 差引課税給与所得金額3,429,000円は、次により計算します。

$$\begin{array}{r} \text{給与所得控除後} \\ \text{の給与等の金額} \\ 6,269,550\text{円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{所得控除額} \\ \text{の合計額} \\ 2,839,757\text{円} \end{array} = 3,429,793\text{円} \rightarrow 3,429,000\text{円 (1,000円未満の端数切捨て)}$$

- 差引課税給与所得金額3,429,000円に対する算出所得税額を「平成27年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(89ページ参照)によって求めると、258,300円となります。

課税給与 所得金額	税率	控除額	算出所得税額
3,429,000円	20%	427,500円	= 258,300円

- 11 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額258,300円に102.1%を乗じて求めた263,700円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 13 年調年税額263,700円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与については税額計算のみ)の合計額339,990円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が76,290円多いため超過額76,290円が生じます。
- 14 この超過額76,290円は、本年最後に支払う給与から徴収すべき税額10,770円に充当されますが、徴収すべき税額を超える金額65,520円(76,290円-10,770円)は、過納額として本人に還付することになります。

(2) 過納額の還付（超過額の精算）

イ 給与の支払者から還付する場合

(イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分（通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」のうちから差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額を納付することになります。

(ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。

(ハ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄（24から28）に記入します。

【注意事項】

1 年末調整をする本年最後の給与について、通常の月と同じように税額計算を行った上で年末調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額（その月分の税額）は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。

なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いたときは、その徴収すべき税額から超過額を差し引いた残額を徴収することになります。

2 年末調整をした給与のうちに未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額のうちには、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額からその未徴収の税額を控除した残額を還付します。

超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

ロ 税務署から還付する場合（給与の支払者が還付できない場合）

(イ) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。

① 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合

② 徴収して納付する税額が全くなかったため、過納額の還付ができなくなった場合

③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

(ロ) (イ)の①から③のいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人ごとの過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと「過納額の請求及び受領に関する委任状（連記式）」とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を平成28年に繰り越して還付しているときは、平成28年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納と

なった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

【参 考】

◎ **過納額が生じる場合**

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年途中で控除対象扶養親族が増えたり、控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年途中で本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年途中で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者特別控除の控除額があった場合

(3) 不足額の徴収

イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

ロ 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与（賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。）が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額70パーセント未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。

(注) この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与（賞与）に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与（賞与）についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

(設例3) 最後に、これまでの説明の中で掲げた山川太郎さんの例を取りまとめてみると、次のようになります。

1	年間給与総額	6,835,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	147,819円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	1,033,287円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	24,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	36,000円
	支払った介護医療保険料	48,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	72,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	30,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	19,600円
	(注) 支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者(給与所得の金額30万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人
8	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	140,000円

所屬	職名	住所	氏名	整理番号
経理課	事務職員	東京都練馬区栄町23-7	山川太郎	8

区分	月日	支給総額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額			
									前年	前々年	前々々年	前々々々年
1	20	435,000	66,336	368,664	2	7,940		7,940				
2	20	435,000	66,336	368,664	2	7,940		7,940				
3	20	435,000	66,336	368,664	2	7,940		7,940				
4	20	440,000	66,361	373,639	2	8,070		8,070				
5	20	440,000	66,053	373,947	2	8,070		8,070				
6	19	440,000	66,053	373,947	2	8,070		8,070				
7	21	440,000	66,053	373,947	2	8,070		8,070				
8	20	440,000	66,053	373,947	2	8,070		8,070				
9	18	440,000	66,053	373,947	2	8,070		8,070				
10	20	440,000	66,832	373,168	2	8,070		8,070				
11	20	440,000	66,832	373,168	2	8,070		8,070				
12	21	440,000	66,832	373,168	2	8,070		8,070				
計		① 5,265,000	② 796,130	4,468,870		③ 96,450						

区分	金額	税額
給料・手当等	① 5,265,000	③ 96,450
賞与等	④ 1,570,000	⑥ 51,369
計	⑦ 6,835,000	⑧ 147,819
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,951,500	配偶者の合計所得金額 (円)
社会保険料等	⑩ 1,033,287	⑪ 19,600
生命保険料の控除額	⑬ 115,000	⑫ 0
地震保険料の控除額	⑭ 44,800	⑮ 0
配偶者特別控除額	⑯ 0	⑰ 1,140,000
控除額	⑱ 2,333,087	⑲ 164,300
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑳ 2,618,000	㉑ 140,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉒ 140,000	㉓ 24,300
年調所得税額	㉔ 2,478,000	㉕ 123,019
年調年税額	㉖ 24,800	
差引超過額又は不足額	㉗ 123,019	
超過額	㉘ 123,019	
不足額	㉙ 24,800	

この様式は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

(設例3の説明)

- 1 この設例は、これまでの説明の中で適宜記載例として掲げてきたものを取りまとめたもので、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額6,835,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（80ページ以下参照）によって求めると4,951,500円（6,835,000円×90%－1,200,000円）になります。
- 3 社会保険料等の1,033,287円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額115,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

$$\begin{array}{l} \text{新生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 24,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円} = \begin{array}{l} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 36,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円} = \begin{array}{l} \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 30,500\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 30,500\text{円} \end{array} = 52,500\text{円} \rightarrow \begin{array}{l} \text{新生命保険料と} \\ \text{旧生命保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は40,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

$$\begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料の金額} \\ 48,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = \begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \\ 32,000\text{円} \end{array}$$

〔個人年金保険料の控除額〕

$$\begin{array}{l} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 72,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = \begin{array}{l} \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \\ 43,000\text{円} \end{array}$$

〔生命保険料の控除額の合計〕

$$\begin{array}{l} \text{一般の生命保} \\ \text{険料の控除額} \\ 40,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \\ 32,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \\ 43,000\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \\ 115,000\text{円} \end{array}$$

- 5 地震保険料の控除額44,800円は、本年中に支払った地震保険料の合計額30,000円及び旧長期損害保険料の合計額19,600円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

$$\begin{array}{l} \text{地震保険料に} \\ \text{係る控除額} \\ 30,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料に係る控除額} \\ 19,600\text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円} = 44,800\text{円}$$

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

- 6 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が380,000円以下で控除対象配偶者に該当するためその適用がありません。
- 7 「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄の金額は、「平成27年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」（108ページ参照）の「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数」の「2人」欄の金額1,140,000円です。

8 所得控除額の合計額2,333,087円は、次により計算します。

社会保険料 等の控除額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	扶養控除額等	
1,033,287円	+ 115,000円	+ 44,800円	+ 1,140,000円	= 2,333,087円

9 差引課税給与所得金額2,618,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額	所得控除額 の合計額	差引課税給与 所得金額	
4,951,500円	- 2,333,087円	= 2,618,413円	→2,618,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額2,618,000円に対する算出所得税額を「平成27年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(89ページ参照)によって求めると、164,300円となります。

課税給与 所得金額	税率	控除額	算出所得税額
2,618,000円	× 10%	- 97,500円	= 164,300円

11 算出所得税額164,300円から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額140,000円を控除すると、年調所得税額は24,300円となります。

(注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額(源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額②」欄の金額)を給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」として記載することとなっていますのでご注意ください。

12 年調所得税額24,300円に102.1%を乗じて求めた24,800円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。

13 年調年税額24,800円と1月から12月までに徴収された税額の合計額147,819円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が123,019円多いため超過額123,019円が生じます。

14 この超過額123,019円は、過納額として本人に還付することになります。